

令和8年(2026年)4月30日付け札幌市告示第1841号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和8年(2026年)5月14日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

令和8年札幌市告示第1841号別表の業務番号「26(委)第4064号」業務名「社会資本整備総合交付金事業 豊畑通線(苗穂三角街道線～東雁来第2区画整理34号線間)道路実施設計」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

2. 設計諸条件について

本業務における設計の諸条件については以下のとおりとする。

電線共同溝(C・C・Box)詳細設計(全体設計)	設計延長 L = 1.47 km
地域による補正の有無	有 (DID 地区以外・計画道路)

3. 関係機関との協議について

電線共同溝参画企業者（電線管理者）等関係者との打合せは 6 機関を想定している。

調整の結果、機関数に変更が生じる場合は監督員と協議すること。

4. その他

- (1) 設計に当っては各電線管理者との協議結果に基づいた設計・構造規格決定を行うものとし、工事材料に関する経済的条件等も考慮したうえで最も現地に適した設計をおこなうこと。
- (2) 数量計算は、工事費算出の基礎となるものであり、工事実施に必要となるものすべてについて算出しなければならない。数量計算書の作成については札幌市土木設計業務共通仕様書によること。
- (3) 電算により設計計算を行う場合は、使用した計算式とその理論、根拠、入力データの諸数値並びに計算結果の主要数値を一覧表で整理すること。また、計算結果については、図または表によりわかりやすくまとめることとし、電算用語については、その説明を明示すること。
- (4) 設計結果に基づいて、工事費の概算金額を算出すること。
- (5) 設計にあたり、参画事業者、道路占用事業者との打合せを十分に行うこと。
- (6) 機器設置場所等の設置位置決定に際しては、地先関係者等と十分に協議を行い設計に反映すること。
- (7) 現地調査、資料収集等にて、既設埋設管等の現況を的確に把握し、管路部・特殊部の設計にあたり、必要な調査が生じた場合は、別途担当職員と協議すること。

2. 設計諸条件について

本業務における設計の諸条件については以下のとおりとする。

電線共同溝(C・C・Box) 予備設計(全体設計)	設計延長 L = 1.47 km
地域による補正の有無	有 (DID 地区以外・計画道路)

3. 関係機関との協議について

電線共同溝参画企業者（電線管理者）等関係者との打合せは 6 機関を想定している。

調整の結果、機関数に変更が生じる場合は監督員と協議すること。

4. その他

- (1) 設計に当っては各電線管理者との協議結果に基づいた設計・構造規格決定を行うものとし、工事材料に関する経済的条件等も考慮したうえで最も現地に適した設計をおこなうこと。
- (2) 数量計算は、工事費算出の基礎となるものであり、工事実施に必要となるものすべてについて算出しなければならない。数量計算書の作成については札幌市土木設計業務共通仕様書によること。
- (3) 電算により設計計算を行う場合は、使用した計算式とその理論、根拠、入力データの諸数値並びに計算結果の主要数値を一覧表で整理すること。また、計算結果については、図または表によりわかりやすくまとめることとし、電算用語については、その説明を明示すること。
- (4) 設計結果に基づいて、工事費の概算金額を算出すること。
- (5) 設計にあたり、参画事業者、道路占用事業者との打合せを十分に行うこと。
- (6) 機器設置場所等の設置位置決定に際しては、地先関係者等と十分に協議を行い設計に反映すること。
- (7) 現地調査、資料収集等にて、既設埋設管等の現況を的確に把握し、管路部・特殊部の設計にあたり、必要な調査が生じた場合は、別途担当職員と協議すること。